

★現物支給があるとき（住宅）は？★

(ケース)

- ・被保険者に社宅（6畳）を提供している場合 ※住宅手当が11,400円の時

()は支払基礎日数	基本給	住宅	残業手当	合計
4月 (30)	200,000	11,400	30,400	241,800
5月 (31)	200,000	11,400	29,800	241,200
6月 (30)	200,000	11,400	31,000	242,400
			総額	725,400
			平均額	241,800

(算定基礎届の記入)

記載例 ※記載箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉟ 被保険者の氏名		㊱ 生年月日		㊲ 性別		㊳ 従前の標準報酬月額		㊴ 従前の改定月・原因	
報 酬 月 額								㊵ 3ヶ月の総計		㊶ 適用年月	
㊷ 算定対象月の期間 支払基礎日数		㊸ 通貨による ものの額		㊹ 現物による ものの額		㊺ 合計		㊻ 平均額		㊼ 修正平均額	
								㊽ 決定後の標準報酬月額			
厚 健 124		岩手 三郎		5.32.7.3		男		従前 220 千円		年 9 月	
4月 30日		230,400 円		11,400 円		241,800 円		総計 725,400 円		年 9 月	
5月 31日		229,800 円		11,400 円		241,200 円		平均 241,800 円		年 9 月	
6月 30日		231,000 円		11,400 円		242,400 円		決定 240 千円		年 9 月	
								決定後の標準報酬月額			
								備考 社宅を提供(6畳)			

(説明)

- ・ 無償で被保険者に提供している食事や住宅なども報酬月額に含めます。その場合は、厚生労働大臣が定めた都道府県ごとの標準価額に沿って、金銭に換算して報酬を計算します。
- ・ 1畳（1ヶ月分）の標準価額は1,900円なので、社宅分の報酬月額は、
1,900円×6畳＝11,400円となります。㊹現物によるものの額に記入してください。
- ・ ㊽標準報酬月額＝240千円（19等級）

※ 本人負担分がある場合は、本人負担分を差し引いた金額を㊹現物によるものの額に記入してください。

※ 「標準価額」については、当組合ホームページの「算定基礎届（定時決定）の取扱いについて」をご参照ください。